

川崎市中央卸売市場北部市場関連事業者の募集

募集店舗を利用し、関連業務を営む事業者を次のとおり募集します。

●現在募集している業種及び店舗は別紙「募集事業者・店舗」をご覧ください●

- 1 募集業種 今回の募集については別紙「募集事業者・店舗」を参照
関連事業者の資格（第1種関連事業者又は第2種関連事業者）
 - (1) 第1種関連事業者
青果・水産物・花き以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、その他市場機能の充実に資する業務を営む者
 - (2) 第2種関連事業者
市場の利用者に便益を提供する業務を営む者
- 2 申請手続き
 - (1) 受付日及び受付時間
月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌1月3日は除く。)
 - (2) 提出先
川崎市宮前区水沢1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場管理棟3階
川崎市中央卸売市場北部市場業務課青果・花き係
 - (3) 申請書類
申請書類は、ホームページ及び窓口(北部市場)で配布します。申請するにあたって、関連事業者の負担義務などを説明しますので、電話にて連絡の上で必ず事前相談にお越しく下さい。
また、提出された書類は返却いたしません。
 - (4) 募集締切
別紙「募集事業者・店舗」を参照
締切日までに応募がない場合又は全ての募集施設が埋まらない場合は募集を継続します。
- 3 申請資格
 - (1) 川崎市中央卸売市場業務条例第33条の各号に該当する者は申請できません。
 - ア 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき（第2種関連事業者を除く）。
 - ウ 許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年（飲食店等営業など第2種関連事業者の場合は1年）を経過しない者であるとき。
 - エ 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - オ 法人であってその業務を執行する役員のうちア、イ及びウ（飲食店等営業など第2種関連事業者の場合はア及びウ）のいずれかに該当する者があるとき。
 - (2) 川崎市暴力団排除条例第2条の各号に該当する者は申請できません。
 - ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(3号)
 - イ 法人であってその業務を執行する役員のうち上記アに該当する者(5号)

4 選考

全ての申請者について書類審査及び面接審査を行い、一定の基準を満たす者に決定します。面接は応募者が行う事業プレゼンテーション10分と質疑応答を含め、30分程度の予定です。選考の結果一定の基準を満たす者が複数あった場合は、募集店舗が1店舗の場合は得点の高い者へ、複数店舗の場合は使用したい店舗の希望を踏まえ得点の高い者から使用店舗を決定します。なお、面接の日時等の詳細は後ほどご連絡します。選考結果は決定後速やかに応募者あて文書にて通知します。

5 その他

申請者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反する事象があるときは、許可を取り消すことがあります。

【問合せ先】

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課青果・花き係(管理棟3階)

電話 044-975-2219